

白馬村公共下水道事業 受益者負担金事務改善報告書

概要版

はじめに

平成24年度に発覚しました公共下水道事業受益者負担金における時効消滅問題では、受益者を始め村民の皆様への信用を大きく失墜させてしまいました。平成6年度から賦課徴収を行って参りました受益者負担金事務にこのように不適切な処理がありましたことは、これまで職員が築き上げてきた村民との信頼関係を一瞬にして失わせるものであり、事務の管理・執行における最終責任者として心よりお詫びを申し上げます。

村では昨年度1年をかけて、この下水道事業受益者負担金に関する過去の事務処理の状況調査と業務の総点検を行って参りました。さらに、平成24年度下水道事業特別会計決算認定における議会決算特別委員会の付帯決議の要請を真摯に受け止め、一連の調査結果と事務処理の検証結果をまとめ、それらを踏まえて再発防止のための改善策を示す『白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書』を策定し、この3月に公表いたしました。

この報告書概要版は、村民の皆様へ報告書の内容をよりわかりやすくお伝えいたしますとともに、村がこれから実行していくべき事務等をお示しするために再編集したものです。

信頼回復への道りは決して容易ではありませんが、一日も早く村民の皆様からの信用と信頼が回復できますように、全ての職員がこの報告書で示す「再発防止のための改善策」に全力で取り組み、二度とこのような問題を起こさないという決意を込めて報告するものです。

平成26年5月

白馬村長 太田 紘 熙

平成25年9月20日、白馬村議会決算特別委員会では、平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定にあたって5つの要望事項を決議しました。

本報告書は、そのうち次の事項を踏まえて作成しました。

◎いわゆる「下水道受益者負担金問題」について職員全員にこれを認識させ、村として、この一連の経過を風化させないようにするために、下水道事業計画からのすべての事実を調査し、明文化して公文書として残し、常に活用できるようにすること。それとともに様々な見地から具体的な再発防止策を速やかに立てること。

平成25年第3回白馬村議会定例会「認定第4号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する付帯決議」より抜粋



発行：白馬村

長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地
電話 (0261) 72-5000 (代)

白馬村の公共下水道事業

昭和54年度 ● 公共下水道事業基本計画策定

計画年次を20年後の昭和75年（平成12年）とする。

昭和59年度 ● 全世帯に対して下水道整備アンケートを実施

80%以上が整備を望むという強い要望を受け、事業実施に向け検討開始

昭和62年度 ● 下水道基礎調査を委託

- 議会下水道特別委員会を設置

昭和63年度 ● 白馬村公共下水道計画基礎調査報告

- 白馬村公共下水道整備計画案を議会特別委員会に提示
- 基本計画委託協定を締結

平成元年度 ● 分流式単独公共下水道として都市計画事業の計画策定

- 下水道法事業認可取得

事業経過

事業年度	整備区域	認可面積	計画事業費
第1期 平成元～6年度	大出、白馬町、八方口、八方	98ha	40億1千万円
第2期 平成7～10年度	瑞穂、和田野、深空、新田、森上、 飯森、飯田	151ha (累計249ha)	67億4千9百万円
第3期 平成11～17年度	五竜、沢渡、佐野、エコーランド、 塩島、切久保	208ha (累計457ha)	40億8千7百万円
第4期 未定	名鉄、みそら野、どんぐり	260ha (累計717ha)	

平成24年3月、東部農業集落排水統合による区域増加及び既認可地区の一部変更の変更認可を取得し認可面積は453haとなる。

平成17年度に人口減少や厳しい財政状況等を踏まえ事業を一旦中止。

総事業費

(平成元年度～17年度 平成18年3月数値)

● 事業費内訳

(単位：千円)

管渠費	11,810,745
処理場費	4,348,831
その他（ポンプ施設等）	165,479
計	16,325,055

● 財源内訳

(単位：千円)

国庫補助金	5,843,431
地方債	8,409,600
受益者負担金	1,357,431
その他（使用料、繰入金等）	714,593
計	16,325,055

受益者負担金とは

下水道の整備により、台所やトイレなどの生活污水は衛生的に排除でき、悪臭や蚊、ハエ等の発生しにくい住みよい環境になります。

この結果、下水道のない地域に比べて快適性、利便性等が増し、土地の有効な利用が図られます。下水道は、地域の価値を高め、快適な生活を営む上での貴重な財産といえます。

しかし、下水道の建設には巨額の費用が必要となります。その上、恩恵を受ける人達は、下水道が整備された地域の人達に限られます。もし、建設費を全村民の税金などで賄おうとすると、下水道が整備されていない地域の人達に不公平な負担をかけることとなります。

そこで、負担の公平の原則を守り、下水道整備によって恩恵を受ける人達から建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金制度」です。

このように、公共下水道事業における受益者負担金制度は、都市計画法の規定に基づき、事業の実施により著しい利益を受ける者に対して事業費の一部を負担していただく制度です。

1. 受益者の範囲

受益者とは、下水道整備に伴う土地の資産価値の増加を「特別な利益」と考えて受益者負担金を賦課していることから、原則として公共下水道が整備される区域内の土地所有者です。

2. 受益者負担金の賦課対象

受益者負担金の賦課対象は、下水道が使用できるようになった区域（排水区域）の土地を対象にします。

3. 負担金額算出の考え方

負担金の総額は、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則により、末端管渠整備費相当額を対象とするのが適当と考えられています。また、個々の受益者が負担する額は、受益者負担金総額を区域の総地積で除した額に、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積を乗じて得られた額を基本としています。

本村では、平成4年度に「白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例」を制定し、平成6年度から第1期計画区域の受益者に対して受益者負担金の賦課徴収を行っています。

負担金額の計算根拠は、終末処理施設、排水管渠のうち、末端管渠相当額に係る工事費を受益者に負担してもらうこととし、末端管渠整備費用を受益地の面積で除した金額を1㎡当たりの単位負担金額としました。

1㎡当たりの単位負担金額 (円/㎡)

〔末端管渠整備費用額〕 ÷ 〔賦課対象面積（認可面積 - 道路・河川等面積）〕

末端管渠費 850,000,000 円 ÷ (980,000 ㎡ - 62,000 ㎡) = 926 円 / ㎡ ≒ 900 円 / ㎡

900円という単価は全国的にも高い金額で、平成25年度長野県内の市町村（組合）では3番目に高い金額です。本村は、都市部と違い集落が点在している農村部のため、末端管渠費に対して受益地面積が小さいことからこのような単価設定となりました。

受益者負担金の消滅時効

公共下水道事業受益者負担金は、都市計画法によって5年の消滅時効が規定されています。これにより、税金と同様に時効成立後は権利を行使して滞納金を徴収することができなくなります。平成24年度末には、時効を中断する措置を取っている場合を除き、平成19年度第3期分までの受益者負担金が消滅時効を迎えており、その金額は105,049,826円に上りました。

納付年度	消滅時効（円）	納付年度	消滅時効（円）
平成6年度	429,700	平成13年度	10,177,700
平成7年度	851,800	平成14年度	8,520,100
平成8年度	1,270,900	平成15年度	10,343,400
平成9年度	2,782,000	平成16年度	11,622,800
平成10年度	4,826,600	平成17年度	14,157,000
平成11年度	8,820,326	平成18年度	15,071,100
平成12年度	10,355,800	平成19年度	5,820,600
		合計	105,049,826

本来であれば、時効になった受益者負担金は徴収不能な債権であるため、不納欠損処理を速やかに行う必要がありますが、これまで処理を行ってこなかったことから、平成24年度決算においてその全額を欠損処分しました。

消滅時効後に徴収した受益者負担金

公共下水道事業受益者負担金の消滅時効は、民法の規定と異なり援用を必要とせず、また、時効の完成前後を問わず時効の利益を放棄することができないことから、時効成立後に納付された受益者負担金は誤納金として扱い、還付加算金を加算してお返ししました。

納付年度	還付対象者（人）	還付対象物件（期）	還付対象金額（円）
平成18年度	5	5	75,100
平成19年度	10	49	974,400
平成20年度	8	41	1,937,300
平成21年度	4	4	91,700
平成22年度	11	43	693,200
平成23年度	27	83	2,015,730
平成24年度	4	6	154,700
計	46（延べ69）	231	5,942,130

諸問題の要因分析

下水道事業受益者負担金に多額の未収金が生じてしまった要因は、コンプライアンス意識の欠如といった個人の資質の問題のみならず、役場庁内や課内の連絡調整や連携不足、法令遵守意識の低下や管理監督者の業務進行管理の不足、また、法的には適正ですが住民から理解されにくい受益者負担金が抱える制度上の問題等も加わり発生した事案であると分析しています。

そこで、それらの問題点を個人的要因、組織的要因、制度的要因、その他の要因に整理しました。

1. 個人的要因

- 担当者が、条例や規則等を十分理解せずに前任者からの引き継ぎだけで業務を行った。
- 担当者に対して、上司（課長・係長）の指示、指導が不足していた。
- 課の職員にセクト意識が働いているため、例えば工事担当者は工事のみで、負担金の賦課徴収は自分が関わるべき仕事と捉えていなかった。
⇒ 問題点が課員の間で共有されていない。
- 異議を唱えた受益者に対して、徴収猶予、加入分担金への賦課替え、任意分割等の負担軽減措置をした事案が見受けられる。

2. 組織的要因

- 事業費が160億円を超える大きなプロジェクトであるにもかかわらず、組織全体として取り組む体制をとっていない。（理事者と担当課の協議検討で事業が推進された。）
- 事業遂行に計画性がないため、各地区の整備時期などで住民に不信感を与え、結果として未収金の増加につながった。
- 受益者負担金の賦課徴収業務を1名の職員に任せており、業務に悩む担当者に対して、仕事を分け合うなどの負担軽減をしなかった。
- 受益者負担金を下水道事業に必要な重要な財源と捉えていなかったため、滞納整理に力を入れていない。

3. 制度的要因

- 900円/㎡という負担金の単価設定に問題があった。他の市町村の状況を参考にすべきであった。
- 賦課徴収を始めて8年目となる平成13年度に賦課方法を変更する条例改正等が行われたことにより、制度を複雑にしまい受益地の適切な管理を困難にした。

4. その他の要因

- 公共枅が設置されていたり、前面の道路に下水道本管が埋設されているのに排水区域外とするなど、排水区域の設定に不可解な点が多い。
- 家が建つことがないような土地までも排水区域としているため徴収猶予地が多い。

受益者負担金事務の改善の方向

受益者負担金に多額の未収金を生じさせたことから、村では過去の事務処理の状況調査と業務の総点検を行いました。この検証結果を踏まえて具体的な改善策及び再発防止策を策定しました。

1. 賦課に関すること

① 賦課手続き

- ⇒ 排水区域内の賦課地を明確にします。
- ⇒ 新規区域に着手する際は、現地に即した正確な賦課を行います。

② 減免制度

- ⇒ 条例、規則で定めた減免事由により正確な審査を行います。

2. 徴収に関すること

① 徴収権の消滅時効

- ⇒ 消滅時効が成立する日が管理できるように、時効計算の根拠となる『納期限』『収納日』『督促状発付日』『未納承認及び納付確約書の受付日』等を掌握します。
- ⇒ 上記が一元的に記録しておけるような債権管理簿の作成について検討します。
- ⇒ 債権管理システムの導入について検討します。

② 徴収猶予制度

- ⇒ 徴収猶予地の更新申請を義務化して改めて内容を審査します。
- ⇒ 徴収猶予地台帳を作成し、猶予地の管理を徹底します。
- ⇒ 税務課、農業委員会から土地に関する情報の提供を受け、徴収猶予地と照合します。
- ⇒ 必要に応じて徴収猶予地に係る土地利用の現況調査を実施します。
- ⇒ 長期にわたって徴収猶予地になっている土地は、排水区域の見直しを図ります。

③ 督促

- ⇒ 督促状の発布に関する諸規定を遵守します。
- ⇒ 督促状を発付する場合は督促状発付決議書を作成します。

④ 催告

- ⇒ 催告状の送付、戸別訪問、電話により効果的な催告を実施します。
- ⇒ 分割納付誓約者の履行監視を強化します。
- ⇒ 催告や折衝の記録は滞納整理簿に記録し保存します。

⑤ 延滞金と督促手数料

- ⇒ 受益者負担金に係る延滞金は廃止します。
- ⇒ 督促手数料の徴収を徹底します。

⑥ 滞納処分

- ⇒ 滞納処分における事務執行の適正化を図ります。
- ⇒ 債権管理を確立し、債権管理マニュアルを作成します。
- ⇒ 村税等との徴収体制の一元化について検討します。
- ⇒ 受益者負担金、下水道使用料の滞納処分を執行するために徴収委任に関する規定を条例化します。
- ⇒ 税務課職員から滞納処分に係る法規や実務に関する指導・助言を受けるとともに、専門研修に参加します。

⑦ 不納欠損処分

- ⇒ 消滅時効が成立する日を適正に管理できるように所要の措置を講じます。
- ⇒ 滞納処分の執行停止処理を円滑に実施します。
- ⇒ 関連法規に則り適正な不納欠損処分を行います。

3. 土地の管理に関すること

① 下水道台帳の管理

- ⇒ 下水道情報システム（下水道台帳）のデータ補正を毎年行います。
- ⇒ 賦課状況図に「区域外流入による賦課」、「徴収猶予解除地」、「加入分担金賦課済」の区分を追加します。
- ⇒ 必要があれば現場確認等の再調査を行い、戸別、排水管の補正を行います。

4. その他

① 決算数値

- ⇒ 受益者負担金システムと財務会計システムの調定額及び収納結果を確実に両システムに反映させます。
- ⇒ 両システム間の数値を相互確認することにより正確な数値を算定します。

② 加入分担金賦課

- ⇒ 土地の所有者に対して、所有権等に異動が生じる場合は「異動申告書」の提出が必要である旨を周知します。
- ⇒ 受益者負担金システムにおいて、加入分担金賦課替台帳を適正に管理します。
- ⇒ 加入分担金賦課替地における一筆調査の結果を下水道情報システムに反映するための検討を行います。
- ⇒ 受益者負担金条例第6条ただし書き（山林形状を有する山林・原野、1,000㎡以上の社会体育施設用地）により加入分担金賦課される区域は、排水区域から除外することを検討します。
- ⇒ 加入分担金制度は多くの問題点をはらんでいることから制度の見直しを検討します。

再発防止に向けた組織づくり

公共下水道事業受益者負担金に関連する事務を検証した結果、様々なところに事務処理の不振やミスが存在したことが明らかになりました。村政への信頼喪失や村への損害につながるヒューマンエラー(人為的過誤)によるリスクが、日常的に行われる業務の中にも潜んでいることを我々職員は認識しなければなりません。

ここでは再発防止に向けた組織力アップを目指す取組方針についてその方策を示します。

1. 重点施策の執行におけるシステム構築

◎上下水道課運営方針の策定

毎年上下水道課運営方針を策定して白馬村ホームページで公表します。

運営方針は課題や目標を課員が共有化し、職員が丸となって取り組むための指針とします。

◎施策の進行管理

重点施策の年間スケジュールを作成してその進行を管理します。

理事者に重点施策の進捗状況を報告し、必要に応じて課題とその対応策等について協議します。

2. 住民理解の推進

◎住民意識や要望の的確な把握

上下水道課に寄せられた村民要望や提案を取りまとめ、それに対する回答をホームページで公表します。

職員は適時に現場に出向いて直接多くの村民と接して対話する機会を作ります。

◎積極的な情報開示

村民への情報発信は、行政の中身を正確に知っていただくための機会と捉え、積極的に行うように努めます。

村民からの問い合わせが多い情報や行政運営の透明性を高めるための情報を積極的に開示します。

3. 人材育成と能力開発

◎人材育成の推進

職務遂行に最適な人材を育成するために、課員の自己実現とチャレンジ精神の高揚を支援します。

「仕事に取り組む姿勢」や「業務習得」の意識付けに努め、課全体として力を発揮できる仕組みを構築します。

◎職員研修の充実・強化

職員が業務上必要な知識を着実に身に付け、業務遂行能力を高めるため、各種専門研修の受講を一層推進します。

研修受講後、その成果を課内で共有し、上下水道課全体の底上げにつなげていきます。

4. コンプライアンスの推進

◎コンプライアンスの実践

コンプライアンスを職員一人ひとりの共通認識として浸透を図ります。

(コンプライアンスとは、職員が職務を遂行する上で、法令遵守に加え、庁内のルールや社会の規範・倫理までも含めて遵守することをいいます。)

◎事務引継の見直し

事務引継は、引継ぐ内容を明確に示すとともに、異動者間だけでなく他の職員も含めて情報の共有化を図ります。

5. 庁内議論のすすめ

◎課会(課内ミーティング)の徹底

目標や情報の共有化を図り、チームとして仕事に取り組む体制を構築するために、課会を定期的で開催します。

◎ケース・スタディ(事例研究)の推進

課内や現場で発生した問題やトラブルを取り上げて議論することにより、課員全員が積極的な対応ができるようになり、上下水道課全体で問題解決に向かう体制を構築します。

◎課長会議の充実

上下水道課が抱える課題や問題点を整理し、課長会議へ報告・協議します。

本報告書に関して更に詳しい内容をお知りになりたい方は、白馬村ホームページをご覧いただくか、白馬村役場上下水道課へ直接お尋ねください。